

29年度市税などの納付にご協力ください

29年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限は下表の通りです。

納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増算されるだけでなく、滞納処分が行われる場合もありますので、ご注意ください。

納付にお困りのときは
病氣・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、できるだけ早めに納税課(市役所2階)へご相談ください。

詳しくは納税課 ☎470・7729 または ☎470・7730 へ。



29年度軽自動車税の納税通知書を発送します

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「29年度軽自動車税」の納税通知書を5月11日(木)に発送します。納税通知書に記載している金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。

詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777 (内線2331233) へ。



原動機付自転車・二輪車・および小型特殊自動車など

区分	税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車など(125cc超250cc以下)	3,600円	
二輪の小型自動車(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用のもの	2,400円
	その他	5,900円

三輪および四輪以上の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた日(自動車検査証の「初度検査年月」の日付)によって税率が変わります。

区分	税率					
	27年3月31日までの登録車	27年4月1日以降の登録車	新規登録後13年超(経年重課)※			
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用	自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	

※新規登録から13年経過した車両は、グリーン化を進める観点から、28年度より経年重課の税率が適用されます。なお、電気系自動車など(動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車)は、経年重課の対象外です。

グリーン化特例

28年4月～29年3月までに初めて車両番号の指定を受けた軽自動車で、環境負荷の小さいものについては、29年度に限り税率が軽減されます。詳しい適用条件については市ホームページをご覧ください。

区分	税率					
	おおむね25%軽減	おおむね50%軽減	おおむね75%軽減			
軽自動車	四輪以上	乗用	営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		乗用	自家用	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物用	営業用	2,900円	1,900円	1,000円	
		自家用	3,800円	2,500円	1,300円	
	三輪		3,000円	2,000円	1,000円	

消防法では、一定規模以上の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画の作成を義務付けています。消防計画には、自衛消防の組織の編成や、従業員の災害時の任務などが定められており、事業所では、災害が発生した場合、消防計画に基づいて、119番通報、初期消火、避難誘導、応急救護などの自衛消防活動を行うこととなります。

新入社員は、まだ建物内の様子も分からず、消火器や避難器具などの位置や使用方法、避難経路も十分に把握していないのが実情です。いざというときに119番通報、初期消火、避難誘導がスムーズにできるよう、新入社員を含めた従業員全員に防火・防災教育を実施します。



消防署からのお知らせ 新入社員などに対する 防火防災教育を実施しましょう

消防法では、一定規模以上の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画の作成を義務付けています。消防計画には、自衛消防の組織の編成や、従業員の災害時の任務などが定められており、事業所では、災害が発生した場合、消防計画に基づいて、119番通報、初期消火、避難誘導、応急救護などの自衛消防活動を行うこととなります。

新入社員は、まだ建物内の様子も分からず、消火器や避難器具などの位置や使用方法、避難経路も十分に把握していないのが実情です。いざというときに119番通報、初期消火、避難誘導がスムーズにできるよう、新入社員を含めた従業員全員に防火・防災教育を実施します。



障害基礎年金について

障害基礎年金は、国民年金の加入者または、初診日が60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住の方が対象です。

28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行されました。障害者、難病患者への差別を解消するためには、障害、難病への理解が不可欠です。

市では差別解消法の周知と理解の促進のため、障害者、難病患者などの当事者団体が主催する啓発事業に対し、活動費の一部を補助します。

【対象】障害者、難病患者などの当事者団体が主催する啓発事業、難病疾患などの啓発事業

申し込みと詳しくは障害福祉課 ☎470・7747、フアックス(475・8181) へ。

国民年金の障害等級が1級または2級に該当した場合、障害基礎年金が受けられます(所得制限あり)。

手続きは初診日が第1号被保険者期間中にある場合が、市役所保険年金課または武蔵野年金事務所、初診日が厚生年金や第3号被保険者期間中などにある場合が、武蔵野年金事務所です。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 へ。

【対象】乳幼児(保護者同伴) 小学生

【本村小学校】

【日時】5月23日(火) 午後4時～5時半が小学生、5時～7時が中学・高校生年代

【会場】体育館

【内容】小学生が「鬼ごっこ」などの集団遊び、中学・高校生年代が「多面ドッジボール」などの創作スポーツ

【対象】小学生～高校生年代

【会場】小体育館

【内容】ミニミニ運動会(駆けっこ、スポンジ玉入れなど)

【対象】乳幼児(保護者同伴) 小学生

【日時】5月20日(土) 午前10時～正午(雨天中止)

【内容】「ダンボールで遊ぼう!」&「運動遊び」

29年度市税などの納期一覧

	固定資産税・都市計画税	市民税・都民税(普通徴収)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	軽自動車税
5月31日(水)	第1期				第1期
6月30日(金)		第1期			
7月31日(月)	第2期		第1期	第1期	
8月31日(木)		第2期	第2期	第2期	
10月2日(月)			第3期	第3期	
10月31日(火)		第3期	第4期	第4期	
11月30日(木)			第5期	第5期	
12月25日(月)	第3期		第6期	第6期	
30年1月31日(水)		第4期	第7期	第7期	
2月28日(水)	第4期		第8期	第8期	
3月26日(月)			第9期		

児童の居場所づくり

市では、公共施設などを活用して子育て支援機能を充実させることを目的とした「児童の居場所づくり事業」を実施しています。

【共通事項】

【参加費】 無料

【持ち物】 タオル、水筒、屋内は上履き、屋外は帽子

【注意】 徒歩か自転車で行く場合、食への物の持ち込みは原則禁止です

【その他】 内容は変更になる場合があります。動きやすい服装で参加を申し込みは当日現地で行う場合があります。

詳しくは児童青少年課児童青少年係 ☎470・7735 へ。

◎野火止地区センター

【日時】5月8日(月) 午後1時半～4時半

【会場】 第1・第2会議室

【内容】 「母の日工作(ポストカードなど)」 「室内遊び(天縄など)」

◎小山台遺跡公園

【日時】5月20日(土) 午前10時～正午(雨天中止)

【内容】 「ダンボールで遊ぼう!」&「運動遊び」

東京都議会議員選挙 立候補予定者説明会を開催します

北多摩第四選挙区(清瀬市・東久留米市)では、立候補を予定している方を対象に説明会を開催します。立候補予定者とその関係者は、必ず出席してください。なお、会場の都合により、出席者は1候補2人までです。

【日時】5月13日(土) 午前10時から

【会場】 清瀬市健康センター2階第1・第2会議室(清瀬市中里5ノ842)

【持ち物】 筆記用具、書類を受領する方の印鑑

当日受付票に記載するため立候補予定者の氏名(ふりがな)・住所・電話番号・本籍・生年月日・党派・職業・選挙管理委員会からの連絡先(担当名・電話番号)を確認して来場してください。

詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎470・7790 へ。



障害や難病の啓発活動に対する補助金を交付します

28年4月1日から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が施行されました。障害者、難病患者への差別を解消するためには、障害、難病への理解が不可欠です。

市では差別解消法の周知と理解の促進のため、障害者、難病患者などの当事者団体が主催する啓発事業に対し、活動費の一部を補助します。

【対象】障害者、難病患者などの当事者団体が主催する啓発事業、難病疾患などの啓発事業

申し込みと詳しくは障害福祉課 ☎470・7747、フアックス(475・8181) へ。